

令和7年度山形県働き盛り世代の健康UPサポート事業費補助金に関するQ & A

(随時更新) 令和7年4月1日現在

連番	項目	Q	A
1	申請について	「やまがた健康企業宣言」をしていませんが、補助金の活用ができますか？	協会けんぽ加入事業所の場合は宣言の手続きをされてから申請してください。 健保連や共済組合などの被用者保険加入事業所は健康経営®に取り組むことを事業所の内外に宣言されている場合は対象になります。その場合は、健康経営に取り組むことを掲載しているホームページのURLを計画書に記載したうえで申請してください。
2	申請について	複数事業所がある場合は、事業所単位で申請してもよいですか？	複数事業所がある場合や、複数系列会社・子会社等がある場合においても、それぞれ個別で申請することはできません。本社でまとめて申請してください。
3	申請について	過去（令和4～6年度）に当該補助金の交付決定を受けましたが、令和7年度も交付申請できますか？	できません。1事業者1回限りとなります。
4	補助金の対象	市町村や保険組合等の他の補助と併用できますか？	できません。
5	補助金の対象	補助の対象にならない事業は何ですか？	・ウォーキングを推進する事業を含まない取組 ・物品の購入のみを目的とする取組 ・補助対象経費が税抜き5万円以下の事業 ・特定の個人や民間団体、職場のサークル活動に対して給付するような取組
6	補助金の対象	補助の対象にならない経費は何ですか？	・特定の個人に支給する目的で購入した物品 ・テーブル、椅子、パソコンなど、汎用性が高い物 ・補助金の申請・報告等に要する経費（郵送料、印刷代など）
7	補助の対象	以前から実施している取組みは補助の対象になりますか？	申請前に発注・購入した経費については対象になりませんが、追加で新しい取組みを計画したもののについては対象とします。
8	補助金の対象	インフルエンザなどの予防接種に関わる費用補助を行いたいのですが、対象になりますか？	ウォーキング及び健康づくりの取組を推進するために要する経費の補助を目的としていますので、 <u>予防接種の費用補助は対象になりません。</u>
9	補助金の対象	健診・ドックなどの費用は、健康づくり事業として対象になりますか？	生活習慣病予防の目的で健（検）診の受診促進に該当するセミナーや勉強会は対象になりますが、 <u>健（検）診や再検査等の直接的な費用は対象になりません。</u>

連番	項目	Q	A
10	補助金の対象	特定の従業員の健診やストレスチェックのフォローアップのための費用として補助金を活用できますか？	この補助金は全ての従業員に対する健康づくりの取組を一層推進するための制度です。個別の従業員のみを対象とすることはできません。
11	補助金の対象	市町村等から体育館の施設使用料の減免を受けている場合は、補助対象となりますか？	減免後の施設使用料を対象とします。
12	補助金の対象	購入ではなくリースも対象となりますか？	ウォーキング推進事業及び健康づくり事業に必要なものはリースも対象になります。実績報告書を提出する際に、リースであることを証明する書類、支払った金額を確認できる書類を添付してください。
13	補助金の対象	中古品も対象となりますか？	中古品も対象になります。
14	補助金の対象	消費税も含まれますか？	消費税は対象となりません。 <u>税抜き金額で申請</u> してください。税込みの価格の場合は、税抜き価格で計上してください。 【例】税込み金額50,000円の場合 $50,000 \div 1.1 = 45,455$ 円（小数点以下切上）
15	補助金の対象	<u>通販で購入した場合の送料と料金の振込手数料</u> は対象になりますか？	対象になりません。
16	補助金の対象	<u>すでに発注している物の費用は対象</u> になりますか？	対象となりません。 <u>交付決定通知があってから発注</u> してください。
17	補助金の対象	ウォーキング成績優秀者への景品の費用は対象になりますか？	褒賞の対象者が分かる名簿（成績表など）を提出できれば対象となります。ただし、 <u>一人5,000円以下の景品とし、現金及び金券等は対象外</u> です。
18	補助金の対象	従業員の運動習慣定着を目指し、 <u>ウェアラブル端末購入</u> を検討しています。保有する携帯がAndroidやappleと様々あるのですが、それに対応した複数種類のウェアラブル端末購入を申請しても良いですか？	事業計画の内容において、関連性があることを客観的に確認できる内容であれば対象になります。 <u>なお、個人に配布又は貸与する物品は原則税抜き5,000円以下となりますが、ウェアラブル端末の購入に限っては、最近の価格動向を勘案し、税込み7,000円以下のものを認めます。</u>
19	補助金の対象	従業員の食生活改善のため、 <u>塩分摂取量測定器</u> を購入できますか？	健康づくり事業の消耗品として購入できます。ただし、 <u>20,000円以下の物品</u> とします。
20	補助金の対象	<u>市町村等のウォーキング大会の参加費用</u> は対象になりますか？	<u>全ての従業員に参加を募り、会社としてエントリーする場合は対象</u> とします。

連番	項目	Q	A
21	補助金の対象	事業所でセミナーを実施します。その際に従業員の昼食を用意したいのですが、 <u>食事代は対象になりますか？</u>	ウォーキング推進事業での <u>スポーツドリンク以外の飲食代は対象になりません。</u>
22	事業計画について	①ウォーキング講座と②ウェアラブル端末購入の事業を計画しています。 <u>①に経費は掛らず、全て②の事業にのみ経費をかける計画は対象となりますか？</u>	事業計画の内容において、関連性があることを客観的に確認できる内容であれば対象になります。ただし、平均歩数の実績を報告する必要がありますので、成果を出せる計画としてください。
23	事業計画について	見積書がない場合、収支予算書の積算はどうしたらよいですか？	製品のホームページ等に掲載されている料金などを参考に、積算してください。
24	事業計画について	<u>総事業費が20万円以上</u> となった計画も対象となりますか？	なります。ただし、 <u>補助金の上限は10万円</u> までとなります。
25	領収証について	口座振込により支払ったため、領収証がありません。	購入した商品、金額が分かる納品書又は請求明細書と、振込確認票など支払金額、支払日がわかる書類を添付してください。
26	領収証について	個人宛の領収書でもいいですか？	健康経営の取組みの一環となる福利厚生のための事業ですので <u>会社宛の領収書</u> を添付してください。
27	補助金の入金	<u>前金</u> で受け取ることはできますか？	<u>できません。事業終了後、補助金の額が確定してからの入金になります。</u>